

自動車の整備や修理をされている事業者さまへ

★フロン類は地球温暖化やオゾン層破壊の原因となるため、大気中に放出しないよう適正に回収を行う必要があります。

※カーエアコンに冷媒ガスとして使用されているR12やR134aはフロン類に該当します。

★クーラーコンデンサの脱着作業などフロン類を放出させるおそれのある作業の際には、専用のフロン回収機を使用し定められた基準まで吸引してください。

★回収したフロン類はフロン類破壊業者等に引き渡すなど適正に処理しましょう。



フロン排出抑制法で規制されている事項

1 みだり放出の禁止

- ◆カーエアコンの冷媒として使用されているフロン類をみだりに大気中に放出することは法律で禁止されています。
⇒みだりに大気中に放出した場合、**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金**が科せられます！

2 フロン類回収の基準

- ◆自動車の整備時にカーエアコンからフロン類を回収する場合は、以下の基準1・2に従って行う必要があります。
《基準1》カーエアコンの冷媒回収口における圧力の値が、一定時間経過した後、下表の圧力以下になるように吸引すること。

フロン類の充填量	圧力
2kg未満	0.1メガパスカル
2kg以上	0.09メガパスカル

- 《基準2》フロン類やその回収方法について十分な知見を有する者が、自ら行うか立ち会うこと。

3 フロン類運搬の基準

- ◆一度容器に回収したフロン類を別の回収容器にみだりに詰め替えることはできません。
- ◆回収容器は転倒等により衝撃を受けないよう大切に取扱いましょう。

フロン排出抑制法に関するお問い合わせ先

和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境管理課
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
【TEL】073-441-2688
【メール】e0321001@pref.wakayama.lg.jp